

# 令和5年度 中部ブロック発注者協議会 静岡県部会（第1回）

日時 令和5年8月10日（木）14:00～15:30  
場所 静岡県庁 別館8階第1会議室A  
(Web会議併用)

## 次 第

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

- (1) 規約の改正 <資料1>
- (2) 中部ブロック発注者協議会の取組
  - ・ 中部地方整備局 <資料2>
  - ・ 東海財務局 <資料3>
- (3) 静岡県の取組 <資料4、5、6>
- (4) 静岡県部会の取組 <資料7>
- (5) 発注者支援について <資料8、9>
  - ・ (一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター
  - ・ (一社)ふじのくにづくり支援センター

### 4 意見交換

平準化、週休2日工事、その他

### 5 閉会

#### 配布資料

- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 規約の改正
- ・ 資料2 中部ブロック発注者協議会の取組（中部地方整備局）
- ・ 資料3 速やかな繰越手続き等について（東海財務局）
- ・ 資料4 静岡県の取組（静岡県技術調査課）
- ・ 資料5 静岡県農地局の取組（静岡県農地整備課）
- ・ 資料6 6月2日の大雨等に伴う工事一時中止措置等のご願い（静岡県建設業課）
- ・ 資料7 静岡県部会の取組（静岡県技術調査課）
- ・ 資料8 発注者支援機関における取組（静岡県建築住宅まちづくりセンター）
- ・ 資料9 発注者支援機関における取組（ふじのくにづくり支援センター）
- ・ 参考資料1 令和4年度自己評価
- ・ 参考資料2 平準化の取組（島田市）
- ・ 参考資料3 週休2日工事の取組（伊東市）

## 「中部ブロック発注者協議会」静岡県部会規約

### （設置）

第1条 『中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」）』設置要領に基づき静岡県部会（以下「部会」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 部会は、県・政令市・市町が、協議会にて掲げられた公共工事事業品質確保に関する施策等を推進・強化するため、情報共有を図ることを目的とする。

### （事業）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公共工事事業品質確保に関し、部会員相互の連絡調整等を行うこと。
- (2) その他この部会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### （部会員）

第4条 部会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）、静岡県交通基盤部建築管理局长、静岡県経済産業部農地局长、静岡県経済産業部森林・林業局长
- (2) 静岡市建設局长、浜松市財務部長
- (3) 各市副市长、各町副町長

### （部会長及び副部会長）

第5条 部会長は、静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）をもって充てる。

- 2 副部会長は、静岡市建設局长、浜松市財務部長、及び代表市町副市长町の3名をもって充てる。
- 3 代表市町については、別紙1によるものとし、代表市町長が協議会の委員となる。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （運営）

第6条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 部会長は、必要があるときは、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(顧問)

第7条 部会に、次の顧問を置く。

国土交通省中部地方整備局企画部技術開発調整官

(分科会の設置)

第8条 部会は、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則 この規約は平成27年2月10日から施行する。

附 則 この規約は平成27年8月11日から施行する。

附 則 この規約は平成29年1月20日から施行する。

附 則 この規約は平成30年10月16日から施行する。

附 則 この規約は令和元年8月9日から施行する。

附 則 この規約は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規約は令和5年8月10日から施行する。

## 第 5 条関係（代表市町）

協議会に出席する代表市町長については、下記のとおりとする。

なお、特別な事情等で変更する場合は、その都度協議して決定する。

年度	代表市町
平成 26 年度	袋井市
平成 27 年度	富士市
平成 28 年度	沼津市
平成 29 年度	磐田市
平成 30 年度	焼津市
令和元年度	藤枝市
令和 2 年度	富士宮市
令和 3 年度	掛川市
令和 4 年度	三島市
令和 5 年度	島田市
令和 6 年度	御殿場市